

開催情報

日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場所 東京都港区東新橋一丁目9番3号
当社（2階大会議室）

第110回

定時株主総会招集ご通知

目次

招集ご通知	1
事業報告	4
計算書類等	27
監査報告書	51
株主総会参考書類	55

議案および参考事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件

日本通運株式会社

証券コード：9062

招集ご通知

証券コード9062
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
代表取締役社長 渡 邊 健 二

第110回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度の平成28年熊本地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さしまして、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付下さい。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】をご参照下さい。

敬 具

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nittsu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

## 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
当社（2階大会議室）  
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、  
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
4. 議決権の行使等に関する事項
- （1）代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- （2）郵送とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- （3）インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- （4）電磁的方法（インターネット等）による議決権行使  
3頁の【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）  
※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記に記載のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

＜システム等に関するお問い合わせ＞

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

### ＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

## 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、良好な企業収益に牽引され、賃金や雇用環境の改善が期待されたものの、中国をはじめとした海外経済の減速や地政学リスクの高まりに加え、年明け以降には、円高・株安など景気の下押し要因が顕在化するなか、不透明な状況で推移いたしました。

このような経済情勢のなか、物流業界におきまして、国内貨物は、経済の潮目の変化により企業の生産に弱さが見られ、出荷が伸び悩むなど、緩慢な荷動きとなりました。また、国際貨物は、輸出・輸入ともにマイナス基調が続き、アジア向けを中心に貨物が減少するなど、総じて低調に推移いたしました。

日通グループは、このような経営環境のなか、最終年度を迎えた3年間の中期経営計画「日通グループ経営計画2015－改革と躍進－」の達成に向け、「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の4つの基本戦略に、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

また、大規模な組織改正の実施により、ワンストップでサービスを提供できる組織を構築し、営業からオペレーションまで一貫して対応するお客様起点のアカウント営業体制の確立を進めてまいりました。

具体的な取組みとして、グローバルロジスティクス事業では、東南アジアにおいて輸送ネットワークの拡充を進めるとともに、ハラルロジスティクスやコールドチェーン一貫輸送など、多くの新しい輸送サービスを提供し、これらを通じて、各地域での域内物流や倉庫業務の拡販にも積極的に努めてまいりました。

国内事業では、大都市圏における営業力を徹底的に強化するとともに、変動費管理を強力に推し進めるなど、高品質かつ効率的な作業体制を構築し、利益の最大化に努めてまいりました。

CSR経営では、持続可能な社会の実現に向け、温室効果ガスの漏洩を防止し適正かつ簡易に管理するフロン管理システムの運用を開始するなど、地球環境保全に取り組んでまいりました。

さらに、情報資産管理業界のリーディングカンパニーである株式会社ワンビシアーカイブズの株式を取得したことに加え、効率的なオペレーションの確立を目指し、名鉄運輸株式会社との業務提携をおこなうなど、事業拡大を進めてまいりました。

この結果、第110期連結経営成績につきましては、売上高は1兆9,091億円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益は547億円（前連結会計年度比7.8%増）、経常利益は623億円（前連結会計年度比4.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は356億円（前連結会計年度比35.2%増）となりました。

主要事業別の営業の概況は以下のとおりであります。

## 運送事業

### <国内会社>

#### ○複合事業 [主要商品およびサービス：鉄道取扱、自動車運送、倉庫、引越・移転、その他]

鉄道の分野では、ドライバー不足への懸念から幹線輸送を中心にモーダルシフトが進むなか、飲料などの消費関連貨物が好調に推移したことにより、前年を超える取扱いとなりました。

自動車運送の分野では、企業の物流合理化などの影響もあり、取扱いは減少いたしました。原油安による燃料費削減の効果に加え、輸送ネットワークの再構築によるオペレーションの効率化や戦略的パートナーとの協業を通じて、利益の確保に努めてまいりました。

倉庫の分野では、成長が続く通販業界への営業拡大をはじめ、多様化する物流ニーズに応えるべく、施設の拡充・整備を図るとともに、新たなグローバル標準倉庫管理システム「NEWTON」をリリースするなど、情報システムを駆使した効率的なロジスティクスサービスの提供に努めてまいりました。

引越・移転の分野では、法人顧客の引越や事務所移転の獲得に向けた積極的なセールス展開に加え、単身パックの料金改定による収益率の改善や引越作業における品質の向上に取り組んでまいりました。

その結果、複合事業全体では、売上高は7,365億円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益は224億円（前連結会計年度比23.6%増）となりました。

#### ○警備輸送 [主要商品およびサービス：警備輸送]

金融業界を取り巻く環境の変化などから現金等の輸送業務が減少したものの、金融機関のサポート業務を一括して提供する「キャッシュロジスティクス」を拡販するとともに、インバウンド需要の高まりを見据え、自動外貨両替機の運用をサポートする「外貨両替機業務」を開始するなど、新規業務の取扱い拡大に努めてまいりました。その結果、売上高は538億円（前連結会計年度比2.9%減）、営業利益は15億円（前連結会計年度比76.5%増）となりました。

#### ○重量品建設 [主要商品およびサービス：重量品建設]

マレーシア、ベトナムにおけるLNGや石油精製などのプラント建設工事が好調に推移したことに加え、国内においても風力発電所設備の据付工事や産業機械の輸送・据付工事などが大幅に伸びました。その結果、売上高は513億円（前連結会計年度比9.6%増）、営業利益は36億円（前連結会計年度比70.9%増）となりました。

### ○航空 [主要商品およびサービス：航空運送、旅行]

国際航空貨物の分野では、フォワーディング業務の拡販を行うとともに、中国に向けたECビジネスへの参入など新規事業の強化に努めたものの、前年度に米国西海岸で発生した港湾混雑による特需の反動から収入、利益ともに前年を下回りました。

国内航空貨物の分野では、個人番号カード輸送サービスや試験問題輸送などの高付加価値サービスの拡充に取り組んでまいりました。

その結果、航空全体では、売上高は1,825億円（前連結会計年度比13.4%減）、営業利益は73億円（前連結会計年度比27.4%減）となりました。

### ○海運 [主要商品およびサービス：海運、倉庫、海外引越]

国際輸送の分野では、航空輸送を組み合わせた一貫輸送サービスの展開やコールドチェーン機能向上に向けた鮮度維持輸送システムの新規開発など輸送サービスの強化を図ってまいりました。また、海外引越業務においては、米国、南アジア発の取扱いが大幅に伸長いたしました。

内航海運の分野では、効率的な運航体制の構築に向けた航路再編に取り組み、利益の確保に努めてまいりました。

その結果、売上高は1,182億円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益は61億円（前連結会計年度比24.6%増）となりました。

## <海外会社>

### ○米州

アメリカ・メキシコ間において自動車関連の輸送需要が増加するなか、鉄道・トラック混載サービスの展開や倉庫拠点の拡充などにより、さらなる営業拡大に努めてまいりました。また、エネルギー関連の設備輸送や航空貨物なども好調に推移したことから、売上高は946億円（前連結会計年度比19.6%増）、営業利益は50億円（前連結会計年度比49.5%増）となりました。

### ○欧州

新たな輸送ネットワークの構築や配送の効率化に向けた物流拠点の開設などにより、取扱いの拡大に努めてまいりましたが、新規分野への投資などから、売上高は845億円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は15億円（前連結会計年度比34.9%減）となりました。

### ○東アジア

ボーダーレスな陸路輸送サービスの展開や店舗間輸送の拡販により貨物の取扱いが増加したものの、中国の景気減速や人件費の増加などにより、売上高は1,150億円（前連結会計年度比13.6%増）、営業利益は16億円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。

○南アジア・オセアニア

企業進出が続く南アジアにおいて、生産・調達物流に加え販売物流のニーズが高まるなか、新倉庫の建設や新会社の設立など積極的な事業の展開を図ってまいりました。また、ハラル物流認証の取得を通じ、新たな市場への参入にも取り組んでまいりました。その結果、売上高は702億円（前連結会計年度比8.7%増）、営業利益は15億円（前連結会計年度比68.5%増）となりました。

これらの結果、運送事業における売上高および営業利益については、下記のとおりとなりました。

|         |               |          |        |
|---------|---------------|----------|--------|
| 運送事業売上高 | 1兆5,070億79百万円 | 前連結会計年度比 | 0.3%増  |
| 運送事業利益  | 511億3百万円      | 前連結会計年度比 | 13.7%増 |

販売事業

物流機器の販売などが好調に推移したものの、石油部門における原油価格下落にともなう販売価格の大幅な減少により、販売事業における売上高および営業利益については、下記のとおりとなりました。

|         |             |          |        |
|---------|-------------|----------|--------|
| 販売事業売上高 | 3,673億28百万円 | 前連結会計年度比 | 12.6%減 |
| 販売事業利益  | 60億84百万円    | 前連結会計年度比 | 5.3%減  |

その他の事業

平成26年12月に日通NECロジスティクス株式会社を連結子会社としたことに加え、平成27年12月に株式会社ワンビシアークाइブズの株式を取得したことなどにより、その他の事業における売上高および営業利益については、下記のとおりとなりました。

|           |             |          |        |
|-----------|-------------|----------|--------|
| その他の事業売上高 | 1,736億32百万円 | 前連結会計年度比 | 20.9%増 |
| その他の事業利益  | 27億46百万円    | 前連結会計年度比 | 3.9%増  |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、564億42百万円で、車両運搬具115億63百万円をはじめ、物流構造の変革に対応した流通拠点、営業倉庫などの建物205億83百万円、ならびにリース資産（連結会社間のリース分を含む。）74億91百万円などが、主な内容であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入金の返済資金に充当するため、平成27年11月30日付で、環境格付融資にて100億円（期間9年4カ月）の調達を行いました。

また、株式会社ワンビシアークイブズの株式の取得にともない、平成28年2月25日付で、第8回無担保社債100億円（5年債）、および第9回無担保社債100億円（10年債）を発行するとともに、平成28年3月25日付で、劣後特約付ローンにて500億円（期間60年）の調達を行いました。

## (2) 財産および損益の状況

| 区 分             | 第 107 期<br>平成24年度        | 第 108 期<br>平成25年度        | 第 109 期<br>平成26年度        | 第 110 期<br>平成27年度        |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 売 上 高           | 1,613,327 <sup>百万円</sup> | 1,752,468 <sup>百万円</sup> | 1,924,929 <sup>百万円</sup> | 1,909,105 <sup>百万円</sup> |
| 経 常 利 益         | 41,500 <sup>百万円</sup>    | 50,156 <sup>百万円</sup>    | 59,563 <sup>百万円</sup>    | 62,394 <sup>百万円</sup>    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 23,831 <sup>百万円</sup>    | 26,345 <sup>百万円</sup>    | 26,382 <sup>百万円</sup>    | 35,659 <sup>百万円</sup>    |
| 1株当たり当期純利益      | 22円89銭                   | 25円62銭                   | 25円87銭                   | 35円61銭                   |
| 総 資 産           | 1,247,612 <sup>百万円</sup> | 1,377,443 <sup>百万円</sup> | 1,453,617 <sup>百万円</sup> | 1,484,953 <sup>百万円</sup> |
| 純 資 産           | 518,409 <sup>百万円</sup>   | 509,954 <sup>百万円</sup>   | 550,137 <sup>百万円</sup>   | 538,018 <sup>百万円</sup>   |
| 1株当たり純資産額       | 489円39銭                  | 483円38銭                  | 531円 6銭                  | 521円77銭                  |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資本金または出資金               | 議 決 権 比 率          | 主要な事業内容     |
|---------------------------|-------------------------|--------------------|-------------|
| 日 通 商 事 株 式 会 社           | 4,000 <sup>百万円</sup>    | 100.0 <sup>%</sup> | 販 売 事 業     |
| 日通トランスポート株式会社             | 410 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 日 通 不 動 産 株 式 会 社         | 240 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| 株式会社日通総合研究所               | 490 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| 日通キャピタル株式会社               | 2,000 <sup>百万円</sup>    | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| 株式会社日通自動車学校               | 100 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| キャリアロード株式会社               | 100 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| 日通・パナソニック ロジスティクス株式会社     | 1,800 <sup>百万円</sup>    | 66.7 <sup>%</sup>  | そ の 他 の 事 業 |
| 日通NECロジスティクス株式会社          | 380 <sup>百万円</sup>      | 51.0 <sup>%</sup>  | そ の 他 の 事 業 |
| 株式会社ワンビシアーカイズ             | 4,000 <sup>百万円</sup>    | 100.0 <sup>%</sup> | そ の 他 の 事 業 |
| 米 国 日 本 通 運 株 式 会 社       | 6,000 <sup>千USD</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 欧 州 日 本 通 運 有 限 会 社       | 17,898 <sup>千EUR</sup>  | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| オランダ日本通運株式会社              | 5,448 <sup>千EUR</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 英 国 日 本 通 運 株 式 会 社       | 2,850 <sup>千GBP</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| ドイ ツ 日 本 通 運 有 限 会 社      | 3,508 <sup>千EUR</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| ベルギー日本通運株式会社              | 2,625 <sup>千EUR</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| フ ラ ン ス 日 本 通 運 株 式 会 社   | 1,216 <sup>千EUR</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| フ ラ ン コ ・ ヴ ァ ー ゴ 株 式 会 社 | 980 <sup>千EUR</sup>     | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 香 港 日 本 通 運 株 式 会 社       | 88,000 <sup>千HKD</sup>  | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 日通国際物流 (中国) 有限公司          | 127,500 <sup>千RMB</sup> | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| 台湾日通国際物流株式会社              | 150,000 <sup>千NTD</sup> | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |
| A P Cアジア・パシフィック・カーゴ株式会社   | 1,100 <sup>千HKD</sup>   | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業     |

| 会 社 名              | 資本金または出資金               | 議 決 権 比 率          | 主要な事業内容 |
|--------------------|-------------------------|--------------------|---------|
| 南アジア・オセアニア日本通運株式会社 | 154,709 <sup>千SGD</sup> | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| シンガポール日本通運株式会社     | 300 <sup>千SGD</sup>     | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| タイ日本通運株式会社         | 20,000 <sup>千THB</sup>  | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 函館エアサービス株式会社       | 30 <sup>百万円</sup>       | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 日通旅行株式会社           | 300 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 日本海運株式会社           | 1,000 <sup>百万円</sup>    | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 日通機工株式会社           | 168 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 北旺運輸株式会社           | 45 <sup>百万円</sup>       | 80.0 <sup>%</sup>  | 運 送 事 業 |
| 北日本海運株式会社          | 40 <sup>百万円</sup>       | 99.5 <sup>%</sup>  | 運 送 事 業 |
| 薦井倉庫株式会社           | 300 <sup>百万円</sup>      | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 東北トラック株式会社         | 59 <sup>百万円</sup>       | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 塩竈港運送株式会社          | 120 <sup>百万円</sup>      | 97.4 <sup>%</sup>  | 運 送 事 業 |
| 仙台港サイロ株式会社         | 495 <sup>百万円</sup>      | 62.2 <sup>%</sup>  | 運 送 事 業 |
| 大阪倉庫株式会社           | 240 <sup>百万円</sup>      | 79.4 <sup>%</sup>  | 運 送 事 業 |
| 徳島通運株式会社           | 50 <sup>百万円</sup>       | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 備後通運株式会社           | 50 <sup>百万円</sup>       | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |
| 境港海陸運送株式会社         | 28 <sup>百万円</sup>       | 100.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |

- (注) 1. 議決権比率は間接所有割合を含んでおります。  
2. 各事業の主要な業務内容につきましては、12頁の(5) 主要な事業内容をご参照下さい。

## ② 重要な関連会社の状況

| 会 社 名       | 資本金または出資金          | 議 決 権 比 率         | 主要な事業内容 |
|-------------|--------------------|-------------------|---------|
| 日本ヴォパック株式会社 | 404 <sup>百万円</sup> | 40.0 <sup>%</sup> | 運 送 事 業 |

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきまして、海外経済は、中国をはじめとして減速懸念が根強く残るものの、先進国を中心に緩やかな回復が期待されております。また、国内経済は、円高・株安による企業の景況感の悪化や消費者マインドの下振れなどにより、引き続き不透明感の強い状況で推移すると予測されております。

物流業界におきまして、国際貨物は、欧米向け貨物の持ち直しによりプラス基調に転じるものの、中国経済減速の影響が払拭されず、緩やかな伸びにとどまると見込まれております。また、国内貨物は、個人消費の回復が限定的となることから、総じて低調に推移すると予測されております。一方、業界再編機運の高まりや労働力不足に対応した物流の生産性向上など、業界全体で取り組むべき多くの課題にも直面しております。

日通グループは、このような経営環境のもと、新たに3年間の経営計画「日通グループ経営計画2018ー新・世界日通。ー」を策定し、平成28年4月1日から、グループ一丸となって取り組んでおります。

この経営計画は、日通グループの中長期の方向性を示し、将来の持続的な発展への布石と位置づけ、面としての「エリア戦略」、強化・変革の対象としての「機能戦略」の2つの重点戦略を掲げております。

##### 「エリア戦略」

「日本」を世界における1つの極と位置づけ、国内事業の強化および新規事業軸の構築に加えて地域特性に適応した事業展開により、成長性と収益性の両立を図ってまいります。

「海外」は日通グループの成長を牽引する地域として位置づけ、南アジアへの展開を中心にグローバルレベルでの成長を実現してまいります。

##### 「機能戦略」

次の5項目を軸として、地域を問わないグループ全体での戦略に取り組んでまいります。

- 営業力の徹底強化：ワンストップ営業とアカウントマネジメントをグローバル展開することで、お客様起点での営業力を強化し、グローバルロジスティクスの獲得を目指してまいります。
- コア事業の強化と高度化：コア事業の1つであるグローバルフォワーディングの競争力を向上させ、アジア発着貨物の取扱い拡大に向けて取り組んでまいります。
- グループ経営の強化：グループ経営資源の最適配置に加え、企業価値向上に資するM&Aを通じてグローバルロジスティクス企業としての成長を目指してまいります。
- 経営基盤の強靱化：迅速な経営判断とグローバルレベルでの競争力の強化に向け、経営基盤全体の強靱化を図ってまいります。
- グループC S R経営の更なる強化：安全・安心を基本とした物流サービスを、世界中の人々に提供することで、社会的課題解決と持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

日通グループは、これらの重点戦略を確実に実行することにより、真のグローバルロジスティクス企業となるべく、さらなる成長と、より一層の企業価値向上を図り、株主の皆様のご期待にお応えする所存でございますので、引き続き株主の皆様のあたたかいご理解とご支援をお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

日通グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

## 運送事業

| 報告セグメント    | 主 要 製 品 お よ び サ ー ビ ス                                        | 主 要 業 務                        |
|------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 複 合 事 業    | 鉄道取扱、自動車運送、積合せ貨物、引越・移転、倉庫・流通加工、工場内作業、不動産賃貸、海運、美術品、警備輸送、重量品建設 | 鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、倉庫業、工場内運搬作業   |
| 警 備 輸 送    | 警備輸送                                                         | 警備業、貨物自動車運送業                   |
| 重 量 品 建 設  | 重量品建設                                                        | 重量物運搬架設置業                      |
| 航 空        | 航空運送、旅行                                                      | 利用航空運送業、旅行業                    |
| 海 運        | 海運、倉庫・流通加工、引越・移転                                             | 海上運送業、港湾運送業、倉庫業                |
| 米 州        | 航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行                               | 利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業、旅行業 |
| 欧 州        | 航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行                               |                                |
| 東 ア ジ ア    | 航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行                               |                                |
| 南アジア・オセアニア | 航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、重量品建設、旅行                         |                                |

## 販売事業

| 報告セグメント | 主 要 製 品 お よ び サ ー ビ ス | 主 要 業 務                                        |
|---------|-----------------------|------------------------------------------------|
| 販 売     | リース、石油等販売、その他販売       | 物流機器・包装資材・梱包資材・車両・石油・LPガス等の販売業、リース、車両整備、保険代理店業 |

## その他の事業

| 報告セグメント | 主 要 製 品 お よ び サ ー ビ ス | 主 要 業 務                                                                          |
|---------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| そ の 他   | その他                   | 不動産の仲介・設計・監理・管理業、特定業界におけるロジスティクス業、情報資産管理業、調査・研究業、ロジスティクスファイナンス事業、自動車運転教習業、労働者派遣業 |

(6) 主要拠点 (平成28年3月31日現在)

① 国内の主要拠点

|         |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 送 事 業 | 当 社                                                                                                                                                                    | 本 社                                                                                                                                                                                                                                          | 東京都港区東新橋一丁目9番3号                                                                                                                      |
|         |                                                                                                                                                                        | 支 店 お よ び<br>その他の拠点                                                                                                                                                                                                                          | 札幌支店、仙台支店、群馬支店、首都圏支店（東京都中央区）、航空事業支店（東京都港区）、海運事業支店（東京都港区）、名古屋支店、大阪支店、四国支店（高松市）、広島支店、福岡支店、関東警送支店（東京都江東区）など345支店ならびに事業所、営業所などを設置しております。 |
|         | 国内子会社                                                                                                                                                                  | 日通トランスポート株式会社（東京都豊島区）、函館エアサービス株式会社（函館市）、日通旅行株式会社（東京都港区）、日本海運株式会社（東京都港区）、日通機工株式会社（札幌市）、北旺運輸株式会社（苫小牧市）、北日本海運株式会社（函館市）、蔦井倉庫株式会社（札幌市）、東北トラック株式会社（仙台市）、塩竈港運送株式会社（塩竈市）、仙台港サイロ株式会社（仙台市）、大阪倉庫株式会社（大阪市）、徳島通運株式会社（徳島市）、備後通運株式会社（福山市）、境港海陸運送株式会社（境港市）など |                                                                                                                                      |
| 販 売 事 業 | 日通商事株式会社（東京都港区）など                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                      |
| その他の事業  | 日通不動産株式会社（東京都港区）、株式会社日通総合研究所（東京都港区）、日通キャピタル株式会社（東京都港区）、株式会社日通自動車学校（東京都杉並区）、キャリアロード株式会社（東京都港区）、日通・パナソニック ロジスティクス株式会社（摂津市）、日通NECロジスティクス株式会社（川崎市）、株式会社ワンビシアーカイブズ（東京都港区）など |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                      |

## ② 海外の主要拠点

| 運 送 事 業 | 当 社       | 駐在員事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ヨハネスブルグ（南アフリカ） |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|         | 海 外 子 会 社 | 米国日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS U.S.A.,INC.（米国）<br>欧州日本通運有限会社<br>NIPPON EXPRESS EUROPE GMBH（ドイツ）<br>オランダ日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（NEDERLAND）B.V.（オランダ）<br>英国日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（U.K.）LTD.（英国）<br>ドイツ日本通運有限会社<br>NIPPON EXPRESS（DEUTSCHLAND）GMBH（ドイツ）<br>ベルギー日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（BELGIUM）N.V./S.A.（ベルギー）<br>フランス日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS FRANCE,S.A.S.（フランス）<br>フランコ・ヴァーゴ株式会社<br>FRANCO VAGO S.p.A.（イタリア）<br>香港日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（H.K.）CO.,LTD.（中国）<br>日通国際物流（中国）有限公司<br>NIPPON EXPRESS（CHINA）CO.,LTD.（中国）<br>台湾日通国際物流株式会社<br>NIPPON EXPRESS（TAIWAN）CO.,LTD.（台湾）<br>A P Cアジア・パシフィック・カーゴ株式会社<br>APC ASIA PACIFIC CARGO（H.K.）LTD.（中国）<br>南アジア・オセアニア日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（SOUTH ASIA&OCEANIA）PTE.,LTD.（シンガポール）<br>シンガポール日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（SINGAPORE）PTE.,LTD.（シンガポール）<br>タイ日本通運株式会社<br>NIPPON EXPRESS（THAILAND）CO.,LTD.（タイ）<br>など |                |

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業     | 従業員数     | 対前連結会計年度増減 |
|--------|----------|------------|
| 運送事業   | 60,268 名 | △252 名     |
| 販売事業   | 3,199 名  | △114 名     |
| その他の事業 | 4,386 名  | 901 名      |
| 全社(共通) | 56 名     | 27 名       |
| 合計     | 67,909 名 | 562 名      |

- (注) 1. 上記人数は就業員数であります。  
2. 臨時従業員の期中平均雇用人数は、運送事業においては15,882名、販売事業においては316名、その他の事業においては1,904名であります。

② 当社の従業員の状況

| 区分       | 従業員数     | 対前事業年度増減 | 平均年令   | 平均勤続年数 |
|----------|----------|----------|--------|--------|
| 営業・事務系社員 | 15,130 名 | △142 名   | 43.7 才 | 20.8 年 |
| 技能系社員    | 16,964 名 | △274 名   | 41.6 才 | 16.2 年 |
| 合計       | 32,094 名 | △416 名   | 42.6 才 | 18.9 年 |

- (注) 1. 上記人数は就業員数であり、出向社員、休職派遣社員は含めておりません。  
2. 平均年令、平均勤続年数は平成28年1月1日の統計に基づき算出しております。  
3. 臨時従業員の期中平均雇用人数は8,285名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額                   |
|---------------|-----------------------|
| 株式会社みずほ銀行     | 68,626 <sup>百万円</sup> |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 36,469 <sup>百万円</sup> |
| 朝日生命保険相互会社    | 35,983 <sup>百万円</sup> |
| 株式会社三井住友銀行    | 18,256 <sup>百万円</sup> |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 16,937 <sup>百万円</sup> |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 11,123 <sup>百万円</sup> |
| 農林中央金庫        | 9,331 <sup>百万円</sup>  |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 9,277 <sup>百万円</sup>  |
| みずほ信託銀行株式会社   | 6,000 <sup>百万円</sup>  |
| 信金中央金庫        | 4,534 <sup>百万円</sup>  |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- |            |                |
|------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,988,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,038,000,000株 |
| ③ 株主数      | 60,445名        |
| ④ 大株主      |                |

| 株 主 名                                                | 持 株 数        | 持 株 比 率  |
|------------------------------------------------------|--------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                             | 千株<br>84,716 | %<br>8.5 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                           | 千株<br>83,272 | %<br>8.3 |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                  | 千株<br>56,019 | %<br>5.6 |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社                      | 千株<br>50,967 | %<br>5.1 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 千株<br>41,500 | %<br>4.1 |
| 日 通 株 式 貯 蓄 会                                        | 千株<br>34,354 | %<br>3.4 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                            | 千株<br>21,316 | %<br>2.1 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)                          | 千株<br>17,273 | %<br>1.7 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234        | 千株<br>12,203 | %<br>1.2 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)                          | 千株<br>10,819 | %<br>1.1 |

- (注) 1. 当社は、自己株式37,068千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
2. 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位                   | 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況                        | 氏 名       |
|-----------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 代表取締役会長               |                                                    | 川 合 正 矩   |
| 代表取締役社長<br>(社長執行役員)   |                                                    | 渡 邊 健 二   |
| 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員) | グローバル営業戦略本部長                                       | 大 日 向 明   |
| 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員) | 管理本部長兼事業収支改善推進部担当                                  | 齋 藤 充     |
| 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員) | 海外事業本部長                                            | 伊 藤 豊     |
| 取 締 役<br>(専務執行役員)     | 関東ブロック地域総括兼航空事業支店長                                 | 石 井 孝 明   |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)     | 広報部、総務・労働部、業務部、<br>N I T T S Uグループユニバーシティ、C S R部担当 | 新 居 康 昭   |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)     | 首都圏支店長                                             | 竹 津 久 雄   |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)     | 海運事業支店長                                            | 寺 井 克 宏   |
| 取 締 役<br>(執 行 役 員)    | 経営企画部、グループ経営管理部、I T推進部担当                           | 佐 久 間 文 彦 |
| 取 締 役<br>(執 行 役 員)    | 財務部担当兼財務部長                                         | 林 田 直 也   |
| 取 締 役                 | 日通商事株式会社代表取締役社長                                    | 澁 澤 登     |
| 取 締 役                 |                                                    | 杉 山 雅 洋   |
| 取 締 役                 |                                                    | 中 山 慈 夫   |
| 取 締 役                 |                                                    | 安 岡 定 子   |
| 常 勤 監 査 役             |                                                    | 和 田 貴 志   |
| 常 勤 監 査 役             |                                                    | 渡 邊 善 治 郎 |
| 常 勤 監 査 役             |                                                    | 今 野 洋 美   |
| 監 査 役                 |                                                    | 藤 田 讓     |

(注) 1. 取締役 杉山雅洋、中山慈夫および安岡定子の各氏は、社外取締役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。  
2. 監査役 渡邊善治郎、今野洋美および藤田 讓の各氏は、社外監査役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。  
3. 監査役 今野洋美および藤田 讓の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 取締役 杉山雅洋、中山慈夫および監査役 藤田 讓の各氏における重要な兼職の状況は、後記④社外役員に関する事項に記載しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員である各取締役および各監査役は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数        | 報 酬 等 の 総 額    |
|--------------------|------------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 19名<br>(3) | 568百万円<br>(26) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3)  | 91百万円<br>(64)  |
| 合 計                | 23名        | 660百万円         |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第100回定時株主総会において月額5,500万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第100回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。
3. 人数および報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・平成27年6月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名に対する報酬等の額
  - ・平成28年6月29日開催の第110回定時株主総会において付議いたします取締役賞与の額
- 取締役12名 90,000,000円

## ④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況ならびに当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 杉山雅洋氏は、一般財団法人道路新産業開発機構の理事長および一般社団法人日本自動車連盟の副会長ならびに一般社団法人日本自動車工業会の監事を兼務しております。なお、上記兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 中山慈夫氏は、株式会社静岡第一テレビの社外監査役を兼務しております。なお、株式会社静岡第一テレビと当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 藤田 譲氏は、朝日生命保険相互会社の最高顧問および株式会社安藤・間の社外取締役ならびに日本ゼオン株式会社、古河電気工業株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。また、同氏は、公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会の会長を兼務しております。なお、朝日生命保険相互会社は、当社の大株主であります。株式会社安藤・間以下の上記4社および公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況  
・取締役会、監査役会への出席状況

| 社 外 役 員         | 出席回数    |         | 発 言 の 状 況                                                                                                     |
|-----------------|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 取締役会    | 監査役会    |                                                                                                               |
| 取 締 役 杉 山 雅 洋   | 20回中20回 | —       | 大学教授としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                               |
| 取 締 役 中 山 慈 夫   | 20回中20回 | —       | 弁護士としての法律知識と豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                 |
| 取 締 役 安 岡 定 子   | 14回中14回 | —       | 教育者としての深い教養と豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                 |
| 監 査 役 渡 邊 善 治 郎 | 20回中20回 | 8 回中8 回 | 監査役会において、社外での経験や専門的知識を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。     |
| 監 査 役 今 野 洋 美   | 20回中20回 | 8 回中8 回 | 監査役会において、豊富な経理知識を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。          |
| 監 査 役 藤 田 讓     | 20回中19回 | 8 回中8 回 | 監査役会において、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |

(注) 取締役 安岡定子氏は、平成27年6月26日開催の第109回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、平成27年6月26日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人  
 ② 報酬等の額

|                                         |                        |
|-----------------------------------------|------------------------|
| ア. 当社が支払うべき報酬等の額                        | 160 <small>百万円</small> |
| イ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 249 <small>百万円</small> |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア.の金額には、これらの合計額を記載しております。  
 3. 当社の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の監査人(有限責任 あずさ監査法人、Ernst & Young、PricewaterhouseCoopers等)の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、会計に関する助言業務等を委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### ⑤ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に対する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、つぎのとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「日本通運グループ行動憲章」を定める。  
 イ. 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い招集し、決議を行う。  
 ウ. 代表取締役をはじめ各取締役は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、職務の執行状況ほか重要な事項について、取締役会に報告する。  
 エ. 監査役は、取締役の職務の執行が、法令および定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査役会規程」および「監査役監査基準」の定めるところに従い監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書規程」の定めるところに従い、適正に保存および廃棄等の管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
ア. 企業経営に重要な影響をおよぼすリスクの未然防止、および万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「危機管理規程」を定めるとともに、本社に「危機管理委員会」を設置する。  
イ. 内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するため、「監査規程」の定めるところに従い、指導、助言、勧告を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
ア. 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い開催し、決議を行う。  
イ. 会社の業務の執行は、取締役会で決議した事項に基づき、取締役会にて選任し担当職務を委嘱した「執行役員」が行い、取締役会がこれを監督する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
ア. 従業員が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「日本通運グループ行動憲章」および「コンプライアンス規程」を定める。  
イ. 従業員のコンプライアンスを徹底するために、本社に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、本社および各支店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス推進者を配置する。  
ウ. 従業員の法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、内部通報制度「ニッツウ・スピークアップ」を定める。  
エ. 内部監査部門は、従業員の職務の執行が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査規程」の定めるところに従い監査を行う。
- ⑥ 当該株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
ア. グループ会社の取締役は、当社の定める規程等に従い、会社経営に係る重要な事項について、管理業務を担当する当社の部署に対し報告を行う。  
イ. グループ会社に係る様々なリスクに対処するため、各グループ会社は管理業務を担当する当社の部署と連携を図り、リスク管理を行う。  
ウ. グループ会社は、取締役会の責任と役割を明確にした取締役会規程を備え、規程のとおり執行する。  
エ. グループ会社の業務の遂行にあたっては、「日本通運グループ行動憲章」および「日通グループコンプライアンス規程」の定めるところに従い、法令および社会道徳・社会倫理等の社会的規範ならびに社内規程等の社内規範に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行うこととする。  
オ. グループ会社における法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、内部通報制度「ニッツウ・スピークアップ」を定める。  
カ. 監査役は、連結経営の視点ならびに連結計算書類に関する職務遂行のため、グループ会社に対して監査職務を遂行する。  
キ. 監査役は、当社とグループ会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ会社の監査役等と連携し、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。  
ク. 内部監査部門は、グループ会社における業務の運営が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査規程」の定めるところに従い監査を行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の職務の補助に関する事項については、監査役の指示に従い、内部監査部門である監査部内の「監査役スタッフ」が行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
「監査役スタッフ」の人事については、監査役会の意見を尊重することとする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制ならびに当該報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役およびグループ会社の取締役等は、以下の事項について、直接または管理業務を担当する当社の部署を通じて遅滞なく監査役に報告する。また、これらの報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、法令等を順守する。  
ア. 経営上の重要な事項、内部監査の実施状況  
イ. 職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実  
ウ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、執行役員会その他会社の重要な会議に出席する。また、当該会議に出席しない場合には、監査役は、審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。  
イ. 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。  
ウ. 監査役は、「監査役に回付すべき重要書類」の規程に基づき、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員に対し、その説明を求めるとともに意見を述べる。  
エ. 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況  
当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨む。  
反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断する基本方針は、「日本通運グループ行動憲章」「コンプライアンス規程」に明文化し、役員、従業員がその基本方針を順守するよう教育体制を構築する。  
また、社内に対応統括部署を設け、平素から、外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく、社内に向けて対応方法等の周知を図る。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わないとの確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築する。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、コンプライアンス推進部門およびＪ－ＳＯＸ推進部門を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

コンプライアンス委員会では、社長を委員長とし、内部通報について報告を受け、内容の分析や体制の運用状況について検証を行い、取締役会に対しコンプライアンス委員会の実施状況を報告しております。

Ｊ－ＳＯＸについては、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性を監査等でモニタリングしており、その結果は、代表取締役をはじめ監査役へ適宜報告を行っております。

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程に基づく業務の執行状況を把握するとともに、監査を行うにあたって収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門に対して、説明や必要とする情報、資料の提供を求めています。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を述べております。

## (6) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### I 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## II 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして次の施策を行っております。

### 1. 経営計画

当社グループは、3年間の経営計画「日通グループ経営計画2018－新・世界日通。－」を策定し、平成28年4月1日から、グループ一丸となって取り組んでおります。この経営計画は、日通グループの中長期の方向性を示し、将来の持続的な発展への布石と位置づけ、面としての「エリア戦略」、強化・変革の対象としての「機能戦略」の2つの重点戦略を掲げており、これらの重点戦略を確実に実行することにより、さらなる成長と、より一層の企業価値向上を図ってまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンス強化への取組み

#### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保が重要であるとの認識に立ち、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」を基本方針としております。これらを実現するために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことを、最も重要な課題の一つと位置づけております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は、取締役会、監査役会に加え、迅速な意思決定および業務執行を目的として執行役員制を導入しております。

取締役会および執行役員会は、原則として毎月1回および必要に応じて随時開催しております。また、監査役会は、原則として3カ月に1回および必要に応じて随時開催しております。

## III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また平成20年6月27日開催の第102回定時株主総会、平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会ならびに平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランは、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続することとしております。

### 1. 本プラン導入の目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### （1）本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の（i）または（ii）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものいたします。

（i）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

#### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、一定の期間内に当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、一定の評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行い、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適正に株主の皆様を開示いたします。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に対する勧告を行うものいたします。

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

### （2）本プランにおける対抗措置の具体的内容

原則として、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

### （3）本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

#### Ⅳ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は以下の理由により、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

##### 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ 1. に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものであります。

##### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主総会において株主の皆様にご承認をいただき導入したものであります。また、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、その間の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランは株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

##### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

##### 5. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2.（1）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

##### 6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 2.（3）に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止できるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(備考)

本事業報告に記載の金額および株式数につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（借方）

平成28年3月31日現在

（単位：百万円）

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	189,323
受取手形	22,280
売掛金	296,592
たな卸資産	6,368
前渡金	4,383
前払費用	13,028
繰延税金資産	11,530
リース投資資産	112,827
その他	27,163
貸倒引当金	△1,182
流動資産合計	682,316
固定資産	
有形固定資産	
車両運搬具	173,132
減価償却累計額	△147,841
車両運搬具（純額）	25,290
建物	571,593
減価償却累計額	△343,905
建物（純額）	227,687
構築物	64,656
減価償却累計額	△53,532
構築物（純額）	11,123
機械及び装置	76,644
減価償却累計額	△63,017
機械及び装置（純額）	13,626

科 目	金 額
工具、器具及び備品	105,464
減価償却累計額	△84,256
工具、器具及び備品（純額）	21,208
船舶	17,731
減価償却累計額	△13,042
船舶（純額）	4,688
土地	177,438
リース資産	7,882
減価償却累計額	△3,794
リース資産（純額）	4,087
建設仮勘定	17,170
有形固定資産合計	502,321
無形固定資産	
借地権	8,103
のれん	47,411
その他	72,658
無形固定資産合計	128,173
投資その他の資産	
投資有価証券	112,130
長期貸付金	1,905
従業員に対する長期貸付金	104
長期前払費用	4,406
差入保証金	20,905
退職給付に係る資産	962
繰延税金資産	19,342
その他	13,284
貸倒引当金	△899
投資その他の資産合計	172,142
固定資産合計	802,637
資産合計	1,484,953

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表（貸方）

平成28年3月31日現在

(单位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
支払手形	7,506
買掛金	151,057
短期借入金	62,291
未払金	29,825
未払法人税等	13,891
未払消費税等	7,134
未払費用	20,399
前受金	23,138
預り金	46,583
従業員預り金	28,036
賞与引当金	21,529
役員賞与引当金	143
その他	28,829
流動負債合計	440,366
固定負債	
社債	65,000
長期借入金	240,955
繰延税金負債	14,486
役員退職慰労引当金	408
特別修繕引当金	224
債務保証損失引当金	829
契約損失引当金	857
その他の引当金	120
退職給付に係る負債	160,168
その他	23,518
固定負債合計	506,568
負債合計	946,935

[illegible]

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,909,105
売上原価	1,755,489
売上総利益	153,615
販売費及び一般管理費	
人件費	55,209
減価償却費	7,080
広告宣伝費	3,830
その他	32,716
販売費及び一般管理費合計	98,837
営業利益	54,778
営業外収益	
受取利息	559
受取配当金	3,184
車両売却益	349
持分法による投資利益	835
為替差益	1,874
その他	6,747
営業外収益合計	13,550
営業外費用	
支払利息	2,791
その他金融費用	803
車両売却除却損	38
その他	2,301
営業外費用合計	5,934
経常利益	62,394
特別利益	
固定資産売却益	4,862
投資有価証券売却益	363
その他	243
特別利益合計	5,469
特別損失	
固定資産処分損	6,477
投資有価証券売却損	45
投資有価証券評価損	62
減損損失	342
契約損失引当金繰入額	949
その他	790
特別損失合計	8,668
税金等調整前当期純利益	59,196
法人税、住民税及び事業税	22,770
法人税等調整額	140
法人税等合計	22,910
当期純利益	36,285
非支配株主に帰属する当期純利益	625
親会社株主に帰属する当期純利益	35,659

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	70,175	26,908	419,851	△19,444	497,490
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,015		△10,015
親会社株主に帰属 する当期純利益			35,659		35,659
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1,601			△1,601
自己株式の取得				△374	△374
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,601	25,643	△374	23,668
当 期 末 残 高	70,175	25,306	445,495	△19,818	521,158

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	61,900	△7	14,901	△42,375	34,419	18,227	550,137
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△10,015
親会社株主に帰属 する当期純利益							35,659
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△1,601
自己株式の取得							△374
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14,781	△206	△6,815	△11,513	△33,317	△2,469	△35,786
当 期 変 動 額 合 計	△14,781	△206	△6,815	△11,513	△33,317	△2,469	△12,118
当 期 末 残 高	47,118	△214	8,085	△53,888	1,101	15,758	538,018

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数は265社。

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社等の状況」に記載しております。

なお、当連結会計年度より、新規の設立により日通ロジスティクスミャンマー株式会社以下2社を、株式の取得により株式会社ワンビシアークाइブズ及びそのグループ会社1社を連結の範囲に含めております。

また、清算により上海スーパーエクスプレス株式会社以下5社を、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 上記265社以外の日通エネルギー関東株式会社以下28社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

- ① 非連結子会社 阿波合同通運株式会社
- ② 関連会社 日本ヴォパック株式会社以下25社

(2) 上記26社以外の日通エネルギー関東株式会社以下非連結子会社27社及び東京港運株式会社以下関連会社44社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法によっております。

時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、建物は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金に備えるため、一部の連結子会社で役員退職慰労金を内規に基づく要支給額基準で計上しております。

⑤ 特別修繕引当金

船舶の修繕に備えるため、一部の連結子会社で過去の実績に基づいた見込額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、一部の連結子会社で被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑦ 契約損失引当金

不動産賃貸借契約履行に伴い発生する損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～20年間の均等償却を行っております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、**「連結財務諸表に関する会計基準」**(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が1,601百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

定期預金	259百万円	機械及び装置	2百万円
建物	4,648百万円	土地	2,688百万円
構築物	40百万円	投資有価証券	891百万円

2. 担保付債務

買掛金	4,542百万円	短期借入金他	44百万円
長期借入金	491百万円		

3. 収用代替等により取得した有形固定資産の当期圧縮記帳額 417百万円

4. 保証債務 3,437百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 1,038,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,007	5.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取 締 役 会	普通株式	5,007	5.0	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議いたします。

① 株式の種類	普通株式
② 配当金の総額	6,005百万円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 1株当たり配当額	6.0円
⑤ 基準日	平成28年3月31日
⑥ 効力発生日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は主として固定金利による支払利息の固定化を実施しており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	189,323	189,323	—
(2) 売掛金	296,592	296,592	—
(3) リース投資資産	112,827	114,182	1,354
(4) 投資有価証券 其他有価証券	88,890	88,890	—
(5) 買掛金	(151,057)	(151,057)	—
(6) 短期借入金	(10,087)	(10,087)	—
(7) 預り金	(46,583)	(46,583)	—
(8) 社債	(85,000)	(86,899)	(1,899)
(9) 長期借入金	(293,159)	(298,301)	(5,141)
(10) デリバティブ取引（※2） ①ヘッジ会計が適用されていないもの ②ヘッジ会計が適用されているもの	— (308)	— (308)	— —

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法等によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金は1年以内に返済予定の長期借入金を除いた金額を記載しております。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(10) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：連結決算日における契約額等、時価及び評価損益は次のとおりです。

該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの：連結決算日における契約額等、時価は次のとおりです。

ア. 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価（※１）
				うち１年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ 変動受取 固定支払	長期借入金	10,000	10,000	（※２）
繰延ヘッジ	金利スワップ 変動受取 固定支払	長期借入金	50,000	50,000	(303)

(※１) 時価については、取引先金融機関より提示されたものによっております。

(※２) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

イ. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価（※１）
				うち１年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建	外貨建債権・ 債務の予定取引	1,393	—	23
	米ドル他 買建		1,094	—	(28)
為替予約等の振当処理	米ドル他 為替予約取引 売建	売掛金	1,290	—	(※２)
	米ドル他 買建	買掛金	2,037	—	

(※１) 時価については、取引先金融機関より提示されたものによっております。

(※２) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金・買掛金の時価に含めております。

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額23,240百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(４) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、全国各地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、駐車場（土地を含む）等を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、4,935百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、その他損益は1,191百万円（主に固定資産処分益として計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
45,284	4,034	49,319	143,358

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な内容は、固定資産の増加によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 521円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円61銭 |

貸借対照表（借方）

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	78,014
受取手形	15,237
営業未収入金	163,323
貯蔵品	1,068
従業員に対する短期債権	44
短期貸付金	0
関係会社短期貸付金	14,156
未収入金	2,888
前渡金	1,410
前払費用	4,680
繰延税金資産	7,510
立替金	1,059
貸倒引当金	△352
流動資産合計	289,042
固定資産	
有形固定資産	
車両運搬具	105,299
減価償却累計額	△95,487
車両運搬具（純額）	9,812
建物	432,534
減価償却累計額	△260,265
建物（純額）	172,268
構築物	51,074
減価償却累計額	△42,619
構築物（純額）	8,455
機械及び装置	34,839
減価償却累計額	△29,755
機械及び装置（純額）	5,083

科 目	金 額
工具、器具及び備品	35,889
減価償却累計額	△31,527
工具、器具及び備品（純額）	4,361
船舶	1,782
減価償却累計額	△1,599
船舶（純額）	182
土地	125,342
リース資産	17,896
減価償却累計額	△9,460
リース資産（純額）	8,436
建設仮勘定	14,381
有形固定資産合計	348,324
無形固定資産	
借地権	4,739
電話加入権	1,669
ソフトウェア	11,097
その他	507
無形固定資産合計	18,014
投資その他の資産	
投資有価証券	91,075
関係会社株式	160,220
出資金	4,231
関係会社出資金	3,529
従業員に対する長期貸付金	75
関係会社長期貸付金	2,062
破産更生債権等	228
長期前払費用	1,639
差入保証金	10,874
その他	4,051
貸倒引当金	△597
投資その他の資産合計	277,391
固定資産合計	643,730
資産合計	932,773

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表（貸方）

平成28年3月31日現在

（単位：百万円）

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
営業未払金	81,260
短期償還社債	20,000
短期借入金	9,385
リース債務	3,066
資産除去債務	4,287
未払金	14,393
未払法人税等	8,076
未払消費税等	3,971
未払費用	9,340
前受金	19,373
預り金	41,095
従業員預り金	27,774
賞与引当金	12,732
役員賞与引当金	90
流動負債合計	254,847
固定負債	
社債	65,000
長期借入金	158,727
リース債務	5,894
資産除去債務	5,382
退職給付引当金	63,167
関係会社事業損失引当金	812
繰延税金負債	9,150
長期預り金	7,646
長期未払金	362
その他	308
固定負債合計	316,452
負債合計	571,299

科 目	金 額
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,175
資本剰余金	
資本準備金	26,908
その他資本剰余金	0
資本剰余金合計	26,908
利益剰余金	
利益準備金	17,543
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	28,633
別途積立金	181,000
繰越利益剰余金	11,740
利益剰余金合計	238,918
自己株式	△19,818
株主資本合計	316,183
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	45,500
繰延ヘッジ損益	△210
評価・換算差額等合計	45,289
純資産合計	361,473
負債純資産合計	932,773

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

損益計算書 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,060,062
売上原価	1,001,874
売上総利益	58,187
販売費及び一般管理費	
人件費	9,563
減価償却費	1,488
広告宣伝費	3,353
その他	11,881
販売費及び一般管理費合計	26,287
営業利益	31,900
営業外収益	
受取利息	113
受取配当金	6,745
車両売却益	58
為替差益	129
貸倒引当金戻入額	13
雑収入	3,088
営業外収益合計	10,148
営業外費用	
支払利息	1,693
社債利息	795
その他金融費用	803
車両売却除却損	11
雑支出	1,492
営業外費用合計	4,794
経常利益	37,253
特別利益	
固定資産売却益	2,707
投資有価証券売却益	324
特別利益合計	3,032
特別損失	
固定資産処分損	6,376
投資有価証券売却損	266
投資有価証券評価損	216
特別損失合計	6,859
税引前当期純利益	33,426
法人税、住民税及び事業税	11,787
法人税等調整額	△294
法人税等合計	11,492
当期純利益	21,934

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	70,175	26,908	—	26,908	17,543	28,688	181,000	△231	227,000	△19,444	304,639
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,080		2,080	—		—
固定資産圧縮積立金の積立						2,025		△2,025	—		—
剰 余 金 の 配 当								△10,015	△10,015		△10,015
当 期 純 利 益								21,934	21,934		21,934
自 己 株 式 の 取 得										△374	△374
自 己 株 式 の 処 分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	△54	—	11,972	11,918	△374	11,544
当 期 末 残 高	70,175	26,908	0	26,908	17,543	28,633	181,000	11,740	238,918	△19,818	316,183

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	59,810	—	59,810	364,449
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
剰 余 金 の 配 当				△10,015
当 期 純 利 益				21,934
自己株式の取得				△374
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14,309	△210	△14,520	△14,520
当 期 変 動 額 合 計	△14,309	△210	△14,520	△2,976
当 期 末 残 高	45,500	△210	45,289	361,473

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、建物以外は定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を引当計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、投資額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 担保に供している資産	投資有価証券	891百万円
(対応債務)	営業未払金	4,529百万円
2. 保証債務		766百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）		
	短期金銭債権	8,528百万円
	長期金銭債権	545百万円
	短期金銭債務	37,240百万円
	長期金銭債務	5,162百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	42,944百万円
	営業費用	210,002百万円
	営業取引以外の取引	5,383百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	37,068,877株
--------------------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

(流動)	貸倒引当金損金算入限度超過額	108百万円
	賞与引当金計上額	3,934百万円
	資産除去債務	1,324百万円
	未払事業税否認	697百万円
	その他	1,445百万円
	計	7,510百万円
(固定)	貸倒引当金損金算入限度超過額	182百万円
	退職給付引当金計上額	37,198百万円
	減損損失	2,278百万円
	資産除去債務	1,647百万円
	その他	2,224百万円
	計	43,531百万円
	繰延税金資産小計	51,041百万円
	評価性引当額	△5,378百万円
	繰延税金資産合計	45,663百万円

2. 繰延税金負債

(流動)	繰延ヘッジ損益	—百万円
	計	—百万円
(固定)	固定資産圧縮積立金	△12,655百万円
	退職給付信託設定益	△14,532百万円
	資産除去債務	△524百万円
	その他有価証券評価差額金	△19,590百万円
	計	△47,303百万円
	繰延税金負債合計	△47,303百万円
	流動資産－繰延税金資産	7,510百万円
	固定負債－繰延税金負債	△9,150百万円
	繰延税金負債の純額	△1,640百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所 有 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科 目	期末残高
子会社	日通キャピタル(株)	直接100%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入 (注1)	34,702	短期貸付金	13,344
					78,285	短期借入金	—
子会社	日 通 商 事 (株)	直接100%	同社の製品を当社が 購入	有形固定資産の購 入等 (注2)	1,827	リース債務 (短期)	2,983
						リース債務 (長期)	5,117

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社では、グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 有形固定資産の購入等については、日通商事(株)の原価ならびに市場価格を勘案して契約により決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 361円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円90銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

日本通運株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 純 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野原 徳 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

日本通運株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 純 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大下内 徹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野原 徳 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロの会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

日本通運株式会社 監査役会

常勤監査役	和 田 貴 志	㊞
常勤監査役	渡 邊 善治郎	㊞
常勤監査役	今 野 洋 美	㊞
監 査 役	藤 田 讓	㊞

(注) 常勤監査役 渡邊善治郎、常勤監査役 今野洋美、監査役 藤田 讓は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤・財務体質強化に向けた内部留保を確保しつつ、利益状況、配当性向等を総合的に勘案し、前期末配当より1株につき1円増額し、6円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額6,005,586,738円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役15名全員が任期満了となります。つきましては、取締役15名(うち社外取締役3名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	かわ い まさ のり 川 合 正 矩 (昭和18年9月30日生)	昭和41年4月 当社入社 平成13年6月 取締役 執行役員 平成15年6月 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成17年5月 代表取締役社長 社長執行役員 平成23年6月 代表取締役会長 現在に至る	295,000株
2	わた なべ けん じ 渡 邊 健 二 (昭和25年2月3日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年5月 執行役員 第9ブロック地域総括兼大阪支店長 平成17年6月 取締役 執行役員 第9ブロック地域総括兼大阪支店長 平成19年5月 取締役 専務執行役員 首都圏ブロック地域総括兼東京支店長 平成21年5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成23年6月 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る	224,030株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	おお ひ なた あきら 大 日 向 明 (昭和28年10月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成21年5月 執行役員 平成21年6月 取締役 執行役員 平成23年6月 取締役 常務執行役員 経営企画部長 平成23年10月 取締役 常務執行役員 平成26年5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る (担当) グローバル営業戦略本部長兼eコマース事業部担当	116,000株
4	さい とう みつる 齋 藤 充 (昭和29年9月22日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年5月 執行役員 東北ブロック地域総括兼仙台支店長 平成24年5月 常務執行役員 平成24年6月 取締役 常務執行役員 平成26年5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る (担当) 管理本部長兼事業収支改善推進部担当	95,000株
5	い とう ゆたか 伊 藤 豊 (昭和30年5月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成24年3月 執行役員 平成24年6月 取締役 執行役員 平成26年10月 取締役 執行役員 航空事業部長 平成27年5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る (担当) 海外事業本部長	45,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
6	いし い たか あき 石 井 孝 明 (昭和29年10月12日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成17年 6 月 関西空港支店長 平成19年 5 月 東京航空支店国際貨物部長 平成21年 5 月 経営企画部長 平成22年 6 月 経営企画部長兼不動産開発部長 平成23年 6 月 執行役員 北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長 平成25年12月 執行役員 平成26年 5 月 常務執行役員 平成26年 6 月 取締役 常務執行役員 平成27年 5 月 取締役 専務執行役員 関東ブロック地域総括兼航空事業支店長 現在に至る (担当) 関東ブロック地域総括兼航空事業支店長	58,000株
7	し ま う ち た く み 島 内 技 (昭和29年 5 月 5 日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 大竹支店長 平成17年 2 月 福山支店長 平成18年 5 月 広島海運支店長 平成20年 5 月 業務部長 平成21年 5 月 執行役員 中国ブロック地域総括兼広島支店長 平成24年 5 月 常務執行役員 中国ブロック地域総括兼広島支店長 平成26年 5 月 常務執行役員 現在に至る (担当) 営業部、公用営業部、資源循環営業部担当	88,030株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
8	たけ っ ひさ お 竹 津 久 雄 (昭和33年1月18日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 総務・労働部人事・能力開発専任部長 平成19年5月 金沢支店長 平成21年5月 業務部長 平成23年6月 執行役員 四国ブロック地域総括兼四国支店長 平成25年5月 執行役員 平成26年5月 常務執行役員 首都圏ブロック地域総括兼東京支店長 平成26年6月 取締役 常務執行役員 首都圏ブロック地域総括兼東京支店長 平成27年5月 取締役 常務執行役員 首都圏支店長 現在に至る (担当) 首都圏支店長	55,000株
9	てら い かつ ひろ 寺 井 克 宏 (昭和33年1月5日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年1月 蘇州日通国際物流有限公司総経理 平成19年6月 東京国際輸送支店営業第三部長 平成21年5月 横浜国際輸送支店長 平成23年6月 海運事業部長 平成24年5月 執行役員 中部ブロック地域総括兼名古屋支店長 平成27年5月 常務執行役員 海運事業支店長 平成27年6月 取締役 常務執行役員 海運事業支店長 現在に至る (担当) 海運事業支店長	40,000株
10	さ く ま ふみ ひこ 佐 久 間 文 彦 (昭和34年3月24日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年11月 深谷支店長 平成19年1月 埼玉中央支店長 平成20年10月 埼玉支店長 平成23年6月 業務部長 平成25年12月 執行役員 北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長 平成27年5月 執行役員 平成27年6月 取締役 執行役員 現在に至る (担当) 経営企画部、グループ経営管理部、IT推進部担当	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
11	新任 あき すすむ 秋 田 進 (昭和34年9月7日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年5月 総務・労働部専任部長 平成19年11月 宅配便事業統合推進本部専任部長 平成20年2月 郵便事業株式会社企画役 平成20年6月 J P エクスプレス株式会社取締役 平成22年7月 郵便事業株式会社宅配便事業統合本部企画役 平成23年1月 国内事業本部部長 平成23年6月 総務・労働部長 平成26年5月 執行役員 東北ブロック地域総括兼仙台支店長 平成28年5月 執行役員 現在に至る (担当) 広報部、総務・労働部、業務部、 N I T T S U グループユニバーシティ、C S R 部担当	23,000株
12	はやし だ なお や 林 田 直 也 (昭和34年4月19日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年2月 経理部連結専任部長 平成19年5月 経理部主計専任部長 平成21年5月 福井支店長 平成22年10月 米国日本通運株式会社財務部長 平成25年5月 日通商事株式会社人事部勤務 (常任理事) 平成25年6月 日通商事株式会社取締役執行役員 平成27年5月 執行役員 財務部長 平成27年6月 取締役 執行役員 財務部長 現在に至る (担当) 財務部担当兼財務部長	15,000株
13	社外 すぎ やま まさ ひろ 杉 山 雅 洋 (昭和16年2月25日生)	昭和46年4月 早稲田大学商学部助手 昭和49年4月 早稲田大学商学部専任講師 昭和51年4月 早稲田大学商学部助教授 昭和52年4月 (旧) 西ドイツ・ボン大学法律国家学部 客員研究員 昭和56年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授 (平成16年 組織改正により早稲田大学商学学術院教授) 平成23年5月 早稲田大学名誉教授 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般財団法人道路新産業開発機構理事長 一般社団法人日本自動車連盟副会長 一般社団法人日本自動車工業会監事	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
14	社外 なか やま しげ お 中 山 慈 夫 (昭和27年4月3日生)	昭和53年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 成富安信法律事務所入所 昭和62年4月 中山慈夫法律事務所開設 (平成17年4月 中山・男澤法律事務所に改称) 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社静岡第一テレビ社外監査役	3,000株
15	社外 やす おか さだ こ 安 岡 定 子 (昭和35年12月2日生)	平成17年1月 無量山 傳通院こども論語塾講師 (平成25年4月 無量山 傳通院寺子屋論語塾に改称) 現在に至る 平成19年8月 聖学院中学高等学校国語科講師 平成20年10月 銀座・寺子屋こども論語塾代表 現在に至る 平成21年4月 淑徳SC中等部・高等部論語講師 現在に至る 平成25年11月 安岡定子事務所代表 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) なし	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案において、杉山雅洋、中山慈夫および安岡定子の各氏の選任が承認可決された場合、当社は東京証券取引所の定めにもとづき、各氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 杉山雅洋、中山慈夫および安岡定子の各氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 杉山雅洋氏につきましては、大学教授として長年にわたり交通・運輸関係を研究しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 中山慈夫氏につきましては、弁護士として特に労働法・労働関係法に精通しており、長年培われた法律知識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (3) 安岡定子氏につきましては、論語の研究をはじめとして幅広い年代の方々へ教育活動をおこなっており、その深い教養と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 社外取締役在任期間について
- (1) 杉山雅洋および中山慈夫の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (2) 安岡定子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- 杉山雅洋、中山慈夫および安岡定子の各氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。なお、本議案において、各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 渡邊善治郎および藤田 譲の両氏が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	新任 すずき たつ や 鈴木 達也 (昭和35年8月19日生)	昭和58年4月 当社入社 平成18年10月 法務コンプライアンス部専任部長 平成19年5月 総務・労働部専任部長 平成21年2月 彦根支店長 平成23年6月 青森支店長 平成25年12月 C S R 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) なし	15,000株
2	社外 新任 の じり とし あき 野 尻 俊 明 (昭和25年6月15日生)	昭和54年4月 株式会社日通総合研究所入社 平成 元年4月 流通経済大学社会学部助教授 平成 6 年4月 流通経済大学社会学部教授 平成 8 年4月 流通経済大学流通情報学部教授 平成13年4月 流通経済大学法学部教授 現在に至る 平成13年4月 流通経済大学教務部長 平成14年11月 流通経済大学学長 平成20年11月 同退任 平成25年6月 学校法人日通学園専務理事 平成27年4月 流通経済大学学長 現在に至る (重要な兼職の状況) なし	0株
3	社外 新任 あお き よし お 青 木 良 夫 (昭和25年10月23日生)	昭和49年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 昭和51年11月 等松・青木監査法人入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 昭和53年3月 公認会計士登録 昭和63年7月 サンワ・等松青木監査法人社員 (現 有限責任監査法人トーマツ) 平成 7 年7月 監査法人トーマツ代表社員 (現 有限責任監査法人トーマツ) 平成22年10月 有限責任監査法人トーマツ経営監査室長 平成27年12月 公認会計士 青木良夫事務所所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 新日本電工株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案において、野尻俊明および青木良夫の両氏の選任が承認可決された場合、当社は東京証券取引所の定めにもとづき、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- ① 野尻俊明氏につきましては、学識経験者としての物流・経済における専門的知識と教育機関の組織運営者としての実績および見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- ② 青木良夫氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 本議案において、野尻俊明および青木良夫の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

取締役および執行役員（以下「取締役等」といいます。ただし、社外取締役、非常勤取締役および国外居住者を除きます。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付等を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いしたいと存じます。

本制度は、取締役等の報酬と当社の企業業績および株式価値とを連動させるものであり、従来の「基本報酬」の一部を原資として導入するものです。これにより、取締役等に対して当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上に対する貢献意識の一層の向上を図るものです。

本議案は、平成18年6月29日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額55百万円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案するものです。

本議案は、執行役員に対するものを含む本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。本制度の対象となる取締役の人数は、第2号議案「取締役15名選任の件」が原案のとおり承認可決された場合、12名となります。また、同じく執行役員（現時点で取締役を兼務しない者）の人数は15名となります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、信託を用いた、取締役等に対する業績連動型の株式報酬制度です。

本制度において、当社は、3事業年度の評価対象期間ごとに、400百万円を上限とする金銭を、取締役等への報酬のために拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定いたします。本信託は、信託管理人の指図に従い、拠出された金銭を原資として、株式市場から当社株式を取得いたします。（後記（2）参照）

信託期間中、取締役等に対して、評価対象期間に属する各事業年度の企業業績目標の達成度等、ならびに評価対象期間を通じての企業業績目標の達成度等に応じて増減するポイントが付与されます。（後記（3）参照）

所定の条件を満たした取締役等は、原則として、評価対象期間終了後に、保有するポイントの数に応じて、本信託から当社株式の交付および当社株式の換価金相当額の金銭の給付（以下「株式交付等」といいます。）を受けます。（後記（4）参照）

① 本議案の対象となる株式交付等の対象者

ア. 取締役等（社外取締役、非常勤取締役および国外居住者を除く）
イ. 取締役等の遺族（国外居住者を除く）で、所定の要件に該当する者

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

ア. 本信託に拠出する金銭の上限額	3年の信託期間ごとに400百万円
イ. 信託期間ごとでの本信託からの株式交付等の対象となる当社株式数の上限	3年の信託期間ごとに90万株 （1年あたり30万株）
ウ. 発行済株式総数に対する株式交付等の対象となる当社株式数の上限の割合	3年の信託期間ごとで約0.09% （1年あたり約0.03%）
エ. 本信託による当社株式の取得方法	株式市場から取得

（注）上記ウ. の割合は平成28年3月31日時点の自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り上げて表示しております。

③ 本制度における業績連動の内容

ア. 業績評価指標 （i）評価対象期間に属する各事業年度における連結売上高、連結営業利益等 （ii）評価対象期間を通じての連結売上高、連結営業利益、連結ROA（総資産利益率）等
イ. 業績連動の変動範囲 基準として設定される業績目標の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動

④ 取締役等に対する株式交付等の時期および内容

ア. 時期	3事業年度の評価対象期間終了後
イ. 内容	当社株式の交付および当社株式の換価金相当額の金銭の給付

（2）本信託に拠出する金銭の上限額

本制度において、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を当初の評価対象期間とし、当該評価対象期間について400百万円を上限として金銭を拠出し、平成28年9月から平成31年8月まで（予定）を信託期間とする本信託を設定いたします。この拠出された金銭を原資として、本信託は、取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式を株式市場から取得いたします。

当初の評価対象期間終了後も、3事業年度の新たな評価対象期間を設定して本制度を継続することができるとし、それ以降の評価対象期間についても同様といたします。本制度の継続に際しては、新たな信託の設定に代えて、信託契約の変更および金銭の追加拠出を行うことにより、本信託を延長することができるものといたします。本制度の継続に際して拠出または追加拠出する金銭の上限は、信託期間ごとに

400百万円とし、延長される信託期間は、原則として、当初の信託期間と同期間といたします。

なお、本信託の延長の時点で本信託内に残存する当社株式（本信託の延長の時点で取締役等に付与されたポイントに対応する株式交付等の対象となる当社株式で、株式交付等が未了であるものを除きます。）は、新たな評価対象期間に対応する株式交付等の対象となる株式として用いることができ、金銭は新たな評価対象期間に対応する株式交付等の対象となる株式の取得費用に用いることができるものといたします。

(3) 取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数の算定方法および上限

取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数は、役位、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき算定されます。

まず、評価対象期間に属する各事業年度の基準日として定める日に、所定の要件を満たす取締役等に対して、役位に応じて設定される数の当該事業年度についての基準となる数のポイント（以下「基準ポイント」といいます。）が付与されます。基準ポイントは、当該ポイントにかかる事業年度における連結売上高、連結営業利益等の各業績目標の達成度等に応じて増減し、当該事業年度におけるポイント（以下「年度ポイント」といいます。）の数が確定いたします。（この年度ポイントの数の確定までの作業を、以下「年度業績評価」といいます。）年度ポイントは、当該ポイントにかかる事業年度を含む評価対象期間中、累積いたします。ただし、取締役等に、法令や当社規則への違反行為等の、当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上を図るという本制度の目的に照らして適当でない認められる行為がある場合には、保有するポイントを没収することがあるものといたします。

評価対象期間終了後、当該評価対象期間中に累積した年度ポイントの総数を、評価対象期間を通じての連結売上高、連結営業利益、連結ＲＯＡ（総資産利益率）等の各業績目標の達成度等に応じて増減し、当該評価対象期間における最終的なポイントの数を確定いたします。（この最終的なポイントの数の確定を行う作業を、以下「中期業績評価」といいます。）

業績目標の達成等に応じた増減の範囲は、年度業績評価および中期業績評価全体で、基準として設定される業績目標の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲といたします。

ポイントは1ポイントにつき当社株式1株に対応するものとし^(※)、受益者要件を満たす取締役等は、評価対象期間終了後に当該取締役等が保有するポイントの数に対応する株式交付等を受けます。（後記（4）参照）

本制度における1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式（ポイント）の数の上限は30万株（30万ポイント）といたします。そのため、3年の信託期間ごとに本信託に帰属する当社株式の数の上限は、1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式の数に評価対象期間の年数である3を乗じた数に相当する90万株（90万ポイント）といたします。

(※) 信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイントと当社株式との対応数の調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じた1ポイントあたりの当社株式の対応数の調整がなされるものといたします。

(4)取締役等に対する株式交付等の時期および内容

受益者要件を満たす取締役等は、原則として評価対象期間終了後に株式交付等を受けるものいたします。

取締役等に対する株式交付等の内容は、取締役等の保有ポイントの半数に対応する数の当社株式（単元未満株式は切り捨てといたします。）についてはこれを交付し、残りのポイントに対応する数の当社株式については、所得税等の納税に用いるため、本信託にて換価し、換価金相当額の金銭を給付するものいたします。（換価金相当額は、当社にて納税手続きを行い、納税後の残額を取締役等へ給付いたします。）

なお、評価対象期間中に取締役等が退任した場合、当該取締役等が退任した時点で保有するポイントに対応する株式交付等を行います。株式交付等の内容は、評価対象期間終了後に株式交付等を行う場合と同様といたします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、当該取締役等が死亡した時点で保有していたポイントに対応する数の当社株式を、本信託にて換価し、所定の要件に該当する当該取締役等の遺族に対して、換価金相当額の金銭を給付いたします。

(5)本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託の経営への中立性を確保するため、信託期間中、本信託内にある当社株式の議決権は行使されないものといたします。

(6)本信託内の当社株式に対する剰余金の配当の取扱い

本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、本信託が受領し、本信託の信託管理報酬等の信託費用に充てられます。本信託の終了時に、信託費用に充てられた後の残余がある場合は、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄付されます。

(7)本信託の終了時に本信託内に残存する当社株式の取扱い

本信託の終了時に本信託内に残存する当社株式は、株主還元として、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。

(8)その他の本制度の内容

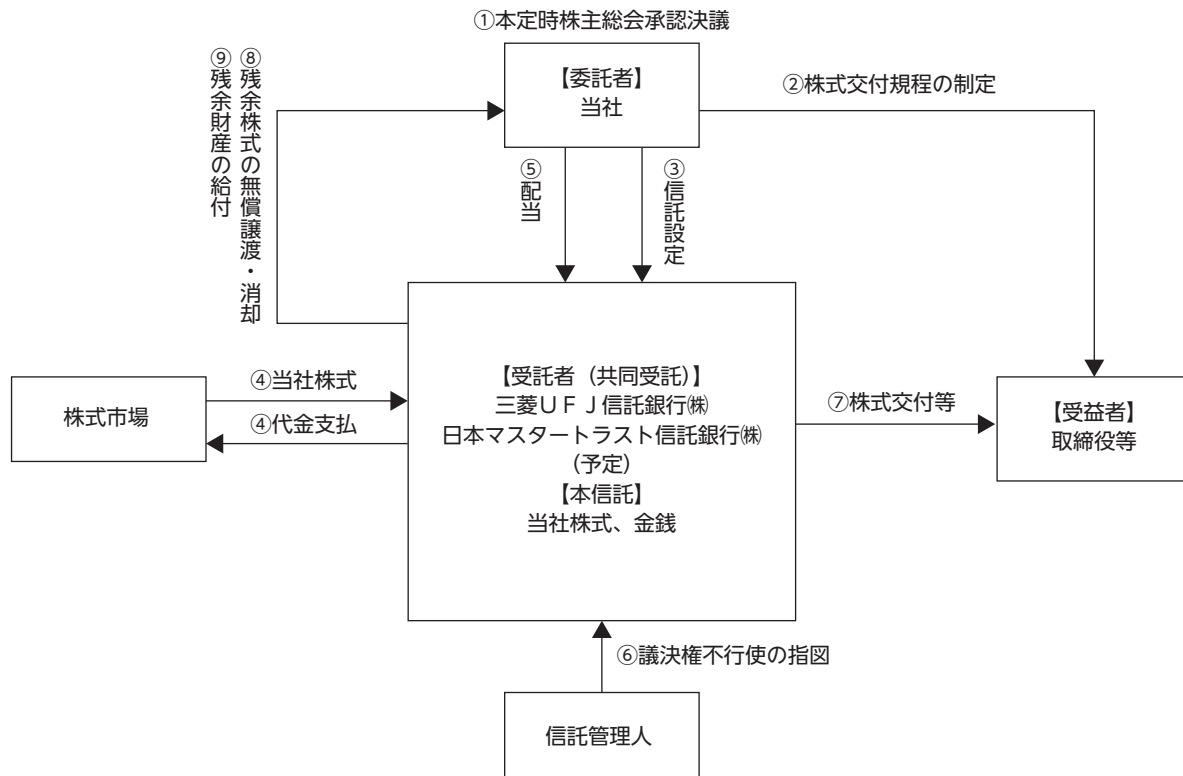
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

また、本制度については、平成28年4月8日付で開示いたしました「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」も併せてご参照下さい。

（注）平成28年4月8日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」では、本制度対象者を「役員」と表記しておりますが、本議案では、取締役の報酬等についてのご提案であることから、これを「取締役等」と表記しております。本制度対象者の範囲に変更はありません。

(ご参考)

本制度の概要について



- ①当社は、本定時株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度に関する役員報酬についての規程（以下「株式交付規程」といいます。）を制定いたします。
- ③当社は、①の本定時株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、①で承認を受けた範囲内で当社株式を株式市場から取得いたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

- ⑦信託期間中、業績目標の達成度等に応じて、取締役等に対して、株式交付規程に従い一定のポイントが付与されます。保有するポイントに応じて、受益者要件を満たす取締役等に対して、本信託から株式交付等を行います。なお、株式交付等の内容は、半数（単元未満株式は切り捨て）については当社株式の交付、残り半数については当社株式の換価金相当額の金銭の給付といたします。
- ⑧信託期間中における業績目標等の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で、当社へ給付される予定です。

【信託契約の内容】

信 託 の 種 類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（受益者未存在の他益信託）
信 託 の 目 的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
委 託 者	当社
受 託 者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）（予定）
受 益 者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信 託 管 理 人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信 託 契 約 日	平成28年8月（予定）
信 託 の 期 間	平成28年9月から平成31年8月まで（予定）
制 度 開 始 日	平成28年9月（予定）
議 決 権 行 使	行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	400百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
帰 属 権 利 者	当社
残 余 財 産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

【信託・株式関連事務の内容】

信 託 関 連 事 務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本制度で用いる信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
株 式 関 連 事 務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

第 5 号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役 3 名を除く取締役 12 名に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案し、総額 90,000,000 円の賞与を支給いたしたいと存じます。

以 上

メ 毛

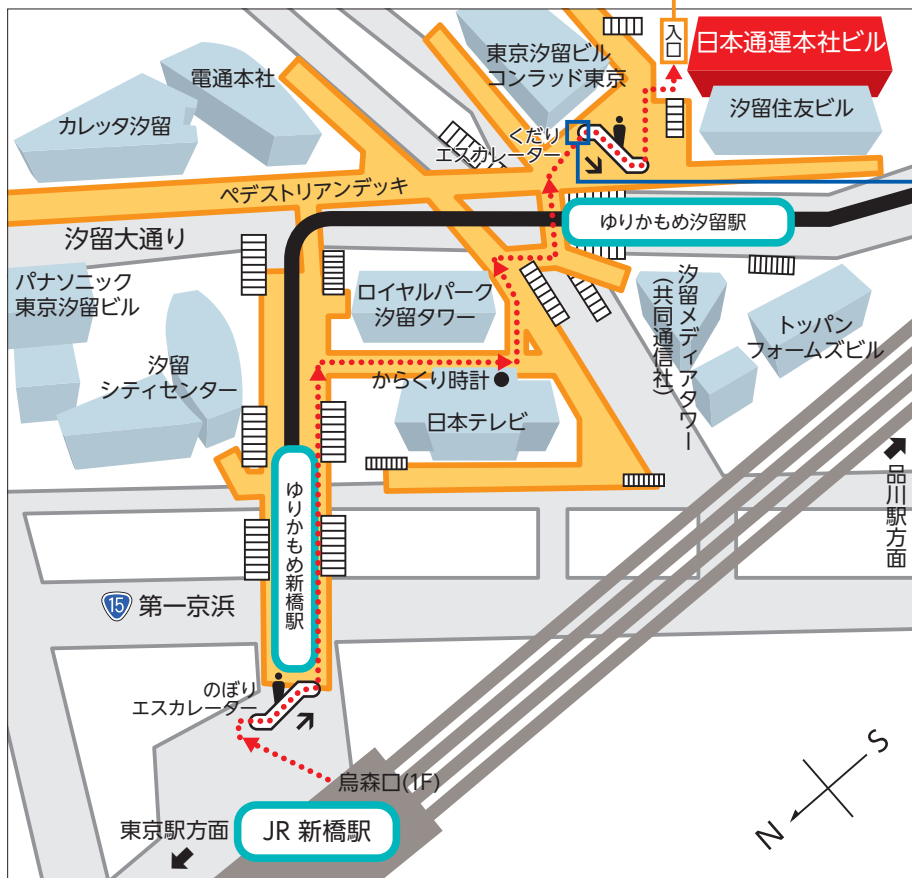
[illegible]

株主総会会場ご案内略図 1 (ペDESTリアンデッキ (遊歩道) からのルート)

会場

東京都港区東新橋一丁目9番3号 当社 (2階大会議室)

電話 (03) 6251-1111 (代表)



- ・ J R 新橋駅下車、徒歩約10分
- ・ 新交通ゆりかもめ汐留駅下車、徒歩約3分
- ◎新橋駅方面からペDESTリアンデッキ (遊歩道) にてご来場の際は、「東京汐留ビル」と「汐留住友ビル」間の地上行きエスカレーター (くだり) をご利用下さい。

なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
(地下歩道からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

会場

電話 (03) 6251-1111 (代表)

